

福島県文化センター公式SNS運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県文化センター（以下「文化センター」という。）が、SNSの公式アカウント（以下「当公式SNS」という。）を取得して、文化センターに関する情報発信を行う際に、必要な事項を定めるものとする。

(運用責任)

第2条 当公式SNSの運用は、原則、（公財）福島県文化振興財団文化推進課（以下「文化推進課」という。）が行うものとする。

(アカウント情報)

第3条 利用するSNSとそれぞれのアカウント名、URLは下記の通りとし、文化推進課において管理するものとする。同アカウントのパスワードについて、文化推進課は、外部に漏れることのないよう適切に管理する。また、パスワードは適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこととする。

1 ツイッター

- (1) 名前: とうほう・みんなの文化センター【福島県文化センター】
- (2) ユーザー名: @fukushima_cp

2 フェイスブック

- (1) 名前: とうほう・みんなの文化センター【福島県文化センター】
- (2) ユーザーネーム: @fukushima_cp

3 インスタグラム

- (1) 名前: とうほう・みんなの文化センター【福島県文化センター】
- (2) ユーザーネーム: fukushima_p_culture_center

(発信内容)

第4条 文化センター利用者に対し、広く周知すべき情報全般とする。

(運用方法)

第5条 当公式SNSは、原則として文化推進課が次のとおり運用する。

- 1 運用時間
原則、勤務時間とする。
- 2 他アカウントのフォロー等
原則として、他のアカウントのフォローは行わない。ただし、公的機関が運用するアカウントに対しては行う場合がある。
- 3 アカウントの閉鎖
本アカウントは予告なく終了、削除する場合がある。

(禁止事項)

第6条 当公式SNSでは、以下の行為を禁止する。また、利用者の行為が以下の行為に該当する場合、予告なく削除やアカウントのブロック等を行う場合がある。

- 1 法律、法令等に違反する内容又はそのおそれのあるもの
- 2 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- 3 政治又は宗教活動を目的とするもの
- 4 文化センター、(公財)福島県文化振興財団又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- 5 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- 6 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- 7 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 8 虚偽、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- 9 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- 10 他の利用者又は第三者に成り済ますもの

- 11 有害なプログラム等
- 12 わいせつな表現等を含むもの
- 13 同じ利用者からの短時間での連続した投稿
- 14 当公式SNSが発信する内容に関係がないもの
- 15 その他文化センターが不適切と認めるもの
- 16 上記1から15に該当する内容を含むウェブサイトへのリンク

(知的財産権)

第7条 当公式SNSに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト・動画）に関する知的財産権は、文化センター又は原著作者に帰属する。

- 2 当公式SNSの内容を、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用、二次利用することはできない。

(免責事項)

第8条 当公式SNSの運用に際しての免責事項は次のとおりとし、提示することとする。

- 1 掲載情報の正確性等に万全を期すこととするが、そのすべてを保証するものではないこと。
- 2 利用者が当公式SNSを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負わないこと。
- 3 文化センターは、利用者により投稿された当公式SNSに対するコメント等について、一切責任を負わないこと。

- 4 当公式SNSに関連して、利用者間または利用者と第三者でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わないこと。
- 5 当公式SNSの利用方法、システム状況、技術的な質問などに関しては、一切回答できないこと。
- 6 予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあること。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。